

第5章 情報化施策の展開

1. 情報化による市民と行政のまちづくり
— 市民参加・市民自治 —

(1) 市政情報の提供促進

インターネットを市民への情報提供の有効な手段と考え、行政情報のデジタル化の促進や情報内容の充実を図り、ホームページを通じての情報提供をタイムリーに行い開かれた市政を目指します。また、市民の利便性を考慮し、ホームページの高度化を図ります。

事業名称	事業内容
1) 市政情報の提供	ホームページを情報発信の重要な手段として位置づけ、様々な情報を提供することで開かれた市政を目指す。 ①各課による情報掲載の充実（企画政策課・情報推進課） 各課からホームページの情報を掲載できるようにし、情報内容の充実（市政情報、生活情報など）により、様々な情報の入り口（ポータルサイト*）としての機能強化及びタイムリーな情報提供を行う。 ②各会議録の積極的な公開（各課） 議会や委員会などの議事録をホームページ上で公開し、市民の市政参加を促進する。
2) ホームページの高度化	現在公開されている市のホームページを市民にとってより使いやすいものに発展させる。 ① 検索機能の充実（企画政策課 情報推進課） 入手したい情報をすぐに得られるように、検索機能の充実を図る。 ② 申請書ダウンロードコーナーの開設 （企画政策課 情報推進課） 市民の利便性を高めるため、ホームページ上から申請書をダウンロードできるようにする。また、将来的な電子申請の足がかりとする。 ③ 携帯電話からのアクセス対応 （企画政策課 情報推進課） 携帯電話などからのアクセスに対応することで、より手軽にどこからでもホームページの閲覧を行えるようにする。

<年度別計画>

事業内容	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
1)－① 各課による情報掲載の充実	検討	実施			→
1)－② 各会議録の積極的な公開	検討	実施			→
2)－① 検索機能の充実	検討	実施			→
2)－② 申請書ダウンロードコーナーの開設	検討	実施			→
2)－③ 携帯電話からのアクセス対応	検討	実施			→

(2) 市民参加の機会促進

インターネットの双方向機能を活用して、電子メールによる各課への意見・問い合わせやパブリックコメント手続き（各種計画策定時の意見募集など）の充実により、行政への市民参加機会の拡大を図ります。また、市政や興味あるテーマなどについて議論できる場を提供したり、市民コミュニティによる自治活動を支援する場を提供したりすることにより、情報の流通や交流を促進し、市民・企業・行政との協働によるまちづくりを推進します。

事業名称	事業内容
1) 市民からの意見・問合せ対応の充実	市民からの意見・問い合わせなどの対応に電子メールを活用・充実させることにより、市民参加の促進を図る。 ① 各種申請方法の説明や相談業務などの充実（各課） 申請方法の説明や相談を電子メールでも受け付けることで、行政サービスの幅を広げる。 ② パブリックコメント手続き*の充実（企画政策課） 政策形成段階での情報公開を積極的に行い、公開された政策に対する意見を電子メールなどでも受け付けることで、幅広く市民の意見を政策に反映させる。 ③ 市政に関する意見の電子メール化（企画政策課） 市政に関する意見を電子メールでも受け付けることで、より多くの市民の声を集める。
2) 電子会議室の開設	市のホームページ内に電子掲示板*を設置して、様々なテーマで市民に議論の場を提供し、市政への反映や市民間の交流を図る。 ① 市政に関する意見を募る場の提供（企画政策課） ② 地域や団体間交流の場の提供（各課） ③ コミュニティ活動支援の場の提供（ふれあい推進課） 町内会や自治会などで検討・研究している問題を電子会議室で議論したり、行政の立場からアドバイスを行うことで、市政への反映を図る。

＜年度別計画＞					
事業内容	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
1)－① 各種申請方法の説明や相談業務などの充実	実施				→
1)－② パブリックコメント手続きの充実	実施				→
1)－③ 市政に関する意見の電子メール化	実施				→
2)－① 市政に関する意見を募る場の提供	検討	検討結果に基づき実施	→		
2)－② 地域や団体間交流の場の提供	検討	検討結果に基づき実施	→		
2)－③ コミュニティ活動支援の場の提供	検討	検討結果に基づき実施	→		

2. 安全・安心・快適な暮らしをめざす情報化
— 生活・環境 —

(1) 防災総合情報システムの構築

市民の防災意識を高め、日頃から災害に対する備えを呼びかけると共に、災害時に必要な情報を提供するシステムを構築し、災害に強く安心して生活できるまちづくりを推進します。

事業名称	事業内容
1) 気象情報などの提供	リアルタイムで市内の気象情報を手に入れることで、自然災害による被害の防止に努める。 ① 関係機関とのリンク*（防災課） 市のホームページに気象庁や国土交通省などの情報機関とリンクさせ、普段から自然災害に備えた情報提供を行う。 ② 気象情報収集システムの構築（防災課） 市内における情報の収集や提供を行う。
2) 災害時情報システムの構築	災害時に市内の状況を迅速に把握し、家族の安否情報や身近な災害対策状況を的確に情報提供できるシステムやネットワークを構築する。 ① 災害情報収集システムの構築（防災課） 災害発生時に各課、小中学校、各出先機関から被害状況などを入力できるイントラネット*を整備し、その情報を迅速に分析し、二次災害の発生防止などに活用できるシステムの整備を図る。また、個人保有のパソコンや携帯電話、避難場所に設置された情報機器から市民個人の安否情報を書き込み、確認できるシステムを構築する。 ② 避難場所運営システムの構築（防災課） 避難場所における情報を本部に的確・迅速に報告し、物資・避難・ボランティア情報など、避難場所における様々な情報を集約できるシステムを構築する。 ③ 職員招集システムの充実（防災課） 災害発生時に必要な職員を動員するためのシステムを構築する。 ④ 予備回線の確保（防災課） 通信回線が災害により寸断される場合も想定し、無線などを活用した予備回線なども検討する。

<年度別計画>

事業内容	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
1)－① 関係機関とのリンク	実施				→
1)－② 気象情報収集システムの構築	検討	検討結果に基づき実施			→
2)－① 災害情報収集システムの構築	検討	検討結果に基づき実施			→
2)－② 避難場所運営システムの構築	検討	検討結果に基づき実施			→
2)－③ 職員招集システムの充実	検討	検討結果に基づき実施			→
2)－④ 予備回線の確保	検討	検討結果に基づき実施			→

(2) 防犯情報提供システムの充実

関係機関との連携を図り、防犯情報の提供を充実させることで、市民にとって安全で住みよいまちづくりを推進します。

事業名称	事業内容
1) 防犯情報提供の充実	市内及び近隣市町村で起きた犯罪の情報とその対処方法などをホームページに掲載することで、市民の安全性の向上を図る。 ① 防犯情報提供の充実（防災課）

<年度別計画>

事業内容	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
1)－① 防犯情報提供の充実	検討	実施			→

(3) 生活環境情報提供の充実

循環型社会の実現に向けてリサイクルに対する市民意識を高めるために、ごみや不用品に関する情報提供を推進します。また、市全体で自然環境保護への意識を高めるために、環境情報の提供を行います。

事業名称	事業内容
1) ごみの減量化・資源化の促進	市民一人ひとりのごみ発生抑制・資源化意識を高めるため、現在各家庭へ配布している資源とごみの分け方・出し方などのパンフレットやホームページの掲載内容の充実を図る。 ① ごみ排出量の情報提供充実（生活環境課） ② ごみの種類（品目）ごとの出し方の情報提供充実（生活環境課） ③ 市の施策などの情報提供充実（生活環境課）
2) ごみの発生抑制・再使用の促進	使い捨て社会を見直し循環型社会への転換を目指していくため、不用品を譲りたい人と譲り受けたい人との情報交流の場を設け、再使用の促進を図り、ごみの量を削減する。 ① 不用品情報ネットワークの構築（生活環境課）
3) 環境データの公開	環境に関する市民意識の高揚を図るため、大気・水質・土壌など、市民生活に影響のある環境調査情報を広く公開する。 ① 大気・水質・土壌などの調査結果の公開（生活環境課） ② 環境マップの作成と公開（生活環境課） 環境変化の指標となる動植物や湧き水などの分布状況を公開する。

<年度別計画>

事業内容	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
1)－① ごみ排出量の情報提供充実	実施				→
1)－② ごみの種類(品目)ごとの出し方の情報提供充実	実施				→
1)－③ 市の施策などの情報提供充実	実施				→
2)－① 不用品情報ネットワークの構築	検討	実施			→
3)－① 大気・水質・土壌などの調査結果の公開	実施				→
3)－② 環境マップの作成と公開	検討	実施			→

(4) 各種施設の電子予約システムの構築

市民の利便性向上を図るためにインターネットを活用して、各種公共施設の電子予約システムの構築を行います。

事業名称	事業内容
1) 文化施設・スポーツ施設の電子予約	インターネットや各施設の公共端末などから、公民館の施設や、スポーツ施設の予約などが行えるシステムを構築する。 ① プロジェクトチームの設置 （社会教育課・保健体育課） ・施設情報提供の充実 ・施設予約システムの構築

<年度別計画>

事業内容	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
1)－① プロジェクトチームの設置	実施	検討結果に基づき実施	-----	-----	-----→

3．情報化を担う人材の育成と地域文化の振興
－ 教育・文化 －

(1) 小中学校の情報教育の充実

小中学校の校内LAN整備やパソコン導入を推進し、インターネットなどの利用により幅広い情報リテラシー（情報利活用能力）の向上を図ります。

また、授業を通して情報化社会における受信者、発信者としての資質向上や地域住民との情報交流促進など情報化教育の充実を図ります。

事業名称	事業内容
1) 校内LANの整備	平成17年度を目標に、すべての小中学校の教室にパソコンを設置し、インターネットに接続できる環境を整備する。 ① 小学校のLAN整備（学校教育課） 既に2人に1台のパソコンが設置されているコンピュータ教室には1人1台になるよう増設し、普通教室には各2台、特別教室には各学校ごと6台設置する。各教室や職員室から、インターネットに接続できる校内LANを整備する。 ② 中学校のLAN整備（学校教育課） コンピュータ教室へのパソコンの設置は平成12年度に完了。その他は小学校と同様の整備を行う。
2) 小中学校のインターネット利用環境の整備	インターネットに接続したパソコンを積極的に教育に活用することで、情報化社会に対応した人材の育成を促進する。 ① 情報収集・活用能力の育成（学校教育課） ホームページの検索や、電子メールの受信などにより、必要な情報を収集し活用する能力を育成する。 ② 情報発信・情報交流の促進（学校教育課） 各学校で独自のホームページを作成したり、電子メールを送信したりして市内外に向けた情報発信や情報交流を行う。 ③ 教師間の情報交換（学校教育課） 教師間の情報交換や、教材の共有などにもインターネットを活用する。
3) スクールコミュニケーションシステムの活用	学校間や学校と教育委員会を結んだイントラネットを構築し、児童・生徒の教材など情報の共有化・有効活用を図る。また、教職員の事務の効率化を図る。 ① スクールコミュニケーションシステムの構築 (学校教育課)

<年度別計画>

事業内容	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
1)－① 小学校のLAN整備		段階的に 実施			
1)－② 中学校のLAN整備	実施				
2)－① 情報収集・活用能力の育成	段階的に 実施				
2)－② 情報発信・情報交流の促進	段階的に 実施				
2)－③ 教師間の情報交換	段階的に 実施				
3)－① スクールコミュニケーション システムの構築				実施	

(2) 生涯学習情報提供システムの充実

文化ホールや各公民館で行っている各種講座情報を一元管理することで、講師・講座の案内などの情報提供や講座申し込みの電子化を可能にして、生きがいや潤いのある地域社会の形成を支援します。

事業名称	事業内容
1) 講座情報の提供	公共施設で行われる各種講座のデータベース*を作成し、ホームページ上で公開することで容易に情報を入手できるようにする。 ①各種講座情報のデータベース化（社会教育課） ②講座情報のホームページ上への公開（社会教育課） 一覧表示だけでなく、検索機能をつけることで情報を入手しやすくする。
2) 講座申し込みの電子化	公開された講座情報をもとに、ホームページからインターネットを通じて講座の予約・申し込みができるようにする。 ①講座の申し込み・受付システムの構築（社会教育課） 定員に達した場合の対象方法（先着順・抽選）も考慮に入れたシステムとする。

＜年度別計画＞

事業内容	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
1)－① 各種講座情報のデータベース化		検討	実施		
1)－② 講座情報のホームページ上への公開			検討	実施	
2)－① 講座の申し込み・受付システムの構築				検討	検討結果に基づき実施

(3) 図書館ネットワークシステムの充実

図書館への市民ニーズの多様化に対応して、インターネットを通じた蔵書検索・予約機能を付加した広域的な図書館ネットワークシステムの構築を行います。

事業名称	事業内容
1) 蔵書一覧のホームページへの公開	インターネットを通じて、市内にある4つの図書館すべての蔵書を家庭のパソコンや、公共端末などから検索できるようにする。 ①蔵書の公開（図書館） 市内にある4つの図書館すべての蔵書データベースをホームページ上に公開し、目的の蔵書を探しやすくする。
2) 蔵書のインターネット予約	蔵書をインターネットから予約できるようにすることで、図書館に足を運ぶときは、確実に目的の蔵書がある状態にする。 ①蔵書予約システムの構築（図書館） 市内4つの図書館にあるすべての蔵書を予約でき、受け取りに行く図書館の指定もできるようにする。 ②蔵書の到着通知システムの構築（図書館） 貸し出し中の蔵書を予約した場合、蔵書が図書館に届いた時点で通知するシステムを構築する。

＜年度別計画＞

事業内容	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
1)－① 蔵書の公開	検討	実施			
2)－① 蔵書予約システムの構築		検討	検討結果に基づき実施		
2)－② 蔵書の到着通知システムの構築		検討	検討結果に基づき実施		

（４）文化財情報のデジタル化

国が推進するデジタル・ミュージアム構想に対応して、市内の有形・無形文化財をデジタル情報として保存し、インターネットを通じて公開することを検討します。これにより、文化的資源の再発見、地域アイデンティティ（地域の独自性）の確立、地域の活性化など、地域文化の振興に役立てます。

事業名称	事業内容
1) 文化財情報のデジタル化	国の「デジタル・ミュージアム構想」推進に伴い、地域の有形・無形文化財をデジタル情報として保存（デジタルアーカイブ*化）し、近年の生活様式の多様化や高齢化社会に対応した地域文化の保存・継承及び活用を図る。 ① 指定文化財情報の提供 （社会教育課・市史編さん室） ② 文化財史資料のデジタルアーカイブ化 （社会教育課・市史編さん室）

＜年度別計画＞

事業内容	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
1)－① 指定文化財情報の提供	実施				
1)－② 文化財史資料のデジタルアーカイブ化				検討	検討結果に基づき実施

4．支え合い健やかな生活のための情報化
－ 保健・医療・福祉 －

（１）福祉情報システムの構築

福祉関連の情報をわかりやすく容易に検索できるシステムの構築や、高齢者の社会参加促進、ボランティア活動の活性化などを図るための地域福祉の情報交流を支援します。

事業名称	事業内容
1) 高齢者・障害者などへの情報提供	福祉サービスの詳細な情報をデータベース化して配信することにより、外出が困難な高齢者・障害者とその家族が必要とするサービスを容易に検索できるようにする。 ① 福祉情報の提供充実（社会福祉課・介護福祉課） 各サービスの内容及び申請方法などの詳細な情報を提供する。 ② 福祉サービスの電子申請による受付
2) 徘徊高齢者家族支援サービス	徘徊高齢者の位置検索システムを導入することで、痴呆高齢者を在宅介護する家族の負担の軽減を図る。 ① 徘徊高齢者の位置情報提供サービス（介護福祉課） 小型の発信機端末を貸与することで、所在不明時に位置情報を提供できるようにする。
3) 高齢者世帯などの通報システムの充実	高齢者や障害者とその家族から、緊急時の通報や健康・福祉などの相談ができるシステムの充実を図る。 ① 高齢者世帯などの通報システムの充実 （社会福祉課・介護福祉課）
4) ボランティア活動支援の充実	社会福祉協議会のホームページでボランティア情報（ボランティア団体名、内容、問い合わせ先など）を提供することで、だれもが必要な時にボランティア情報を入手できるようにする。 ① ボランティア情報提供の充実（社会福祉課） ② ボランティア登録のデータベース化（社会福祉課） ボランティアとして活動する意志のある人たちのデータベースをつくり、ボランティアを必要とする人や団体のボランティア探しに役立てる。

＜年度別計画＞					
事業内容	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
1)－① 福祉情報の提供充実	検討	実施			→
1)－② 福祉サービスの電子申請による受付		検討	検討結果に基づき実施	-----	→
2)－① 徘徊高齢者の位置情報提供サービス	実施				→
3)－① 高齢者世帯などの通報システムの充実	検討	検討結果に基づき実施	-----	-----	→
4)－① ボランティア情報提供の充実		検討	検討結果に基づき実施	-----	→
4)－② ボランティア登録のデータベース化		検討	検討結果に基づき実施	-----	→

（２）子育て相談システムの構築

子育てに伴う不安の軽減を図るために、各機関と連携した専門的な相談窓口の充実や、子育て支援の各種サービスについての情報提供を行います。

事業名称	事業内容
1) 子育て情報提供	保育園、児童館、子どもふれあいセンター、保健センター、教育関係機関など、子育てに関する相談窓口の体系化・ネットワーク化を図ることで、市民が問い合わせる際の窓口の一本化を図る。 ① 子育てネットワークの構築（児童福祉課）

＜年度別計画＞

事業内容	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
1)－① 子育てネットワークの構築	検討	検討	検討結果に基づき実施	-----	→

（３）保健・医療機関情報提供システムの構築	
市の保健事業や医療機関の情報を積極的に提供することにより、安心して生活できるまちづくりを推進します。	
事業名称	事業内容
1) 保健・医療機関の情報提供の充実	保健事業情報や医療機関情報の提供を充実することにより、市民の健康に対する意識の向上や受診機会の向上を図る。 ① 各種保健事業の情報提供（健康管理課） ② 医療機関情報の充実（健康管理課） 医療機関の所在地を地図で表示したり、医療機関の診察時間などの検索を行えるようにする。 ③ 医療機関などとの連携（健康管理課） 救急医療機関情報の検索を行えるようにする。

＜年度別計画＞

事業内容	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
1)－① 各種保健事業の情報提供	実施				→
1)－② 医療機関情報の充実	実施				→
1)－③ 医療機関などとの連携	検討	実施			→

5. 地域産業・経済の活性化を促す情報化
— 地域産業・経済 —

(1) 求人情報提供の支援

市内外の関係する組織との連携を図りながら、求人情報データベースの作成を支援し、求人情報の提供を支援します。

事業名称	事業内容
1) 市内企業、地域内求人情報の提供	商工会などの関連団体と連携をとり、求人情報データベースを作成し市内求人情報を充実させ雇用の促進を図る。 ① 求人情報データベースの作成支援（産業振興課） 市内求人情報として、事業主・商店主の雇用情報を商工会ホームページに掲載し、市のホームページとリンクさせる。
2) 全国求人情報の提供	最新の全国求人情報の提供により、雇用の促進を図る。 ① 求人情報機関とのリンク（産業振興課） 市のホームページと厚生労働省などの関係機関をリンクさせ、求人情報を充実する。

<年度別計画>

事業内容	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
1) - ① 求人情報データベースの作成支援	検討	協議	協議結果に基づき実施	----->	
1) - ② 求人情報機関とのリンク	実施				→

(2) 地域産業の情報化支援

市内の事業者に対して、事務の効率化やインターネットを利用した新規事業機会の創出を図るための情報化を支援します。

事業名称	事業内容
1) 事業者への情報化支援	商工会が行う事業者へのパソコン操作研修やIT活用セミナーなどの事業を支援する。 ① 事業者への情報化支援（産業振興課）

<年度別計画>

事業内容	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
1) - ① 事業者への情報化支援	実施				→

(3) 農業情報ネットワークシステムの構築

市内の農業者団体を集約したネットワークをつくり、一層の情報交流を図ります。また、農業者への経営相談や技術相談を支援することで、生産性の向上を図ります。さらに、市内の農産物の直売を行い、消費者に新鮮で安全な農産物を提供できるよう支援します。

事業名称	事業内容
1) 農業者団体ネットワークの構築	市内の農業者団体を集約することにより、農業者団体の発展、相互協力及び連携を図るための情報交換、経営技術の研鑽を行うことで、農業者の社会的・経済的地位の一層の向上を図る。 ① 連絡会議の設置（産業振興課） 農業者団体の代表者による会議の開催 ② 協議会の設置（産業振興課） ③ 農業支援情報の提供（産業振興課） 気象情報や市場価格、技術情報、農業求人情報などを提供するシステムを構築する。
2) 経営相談・技術相談などの支援	経営感覚に優れた農業経営体を目指して、農業経営の改善を計画的に進めようとする方の農業経営改善計画を市が認定することで、認定農業者への農地集積を推進し規模拡大による低コスト高生産経営を支援する。 ① 新規認定の開拓（産業振興課） ② 認定農業者の抱えるニーズの把握（産業振興課） ③ 経営相談・技術相談の支援（産業振興課）
3) 市内農産物の販売及びPR促進	新鮮で安全な農産物及び加工品を消費者に提供し、顔が見える農産物の販売体制の強化を図る。 ① 産地直売センターの設置（産業振興課） 農業に関する情報の提供。さらに、地域で生産されたものは地域で消費する「地産地消」を生産理念とする複合的な施設を設置する。 ② インターネットによるPR（産業振興課） 産地直売センターの詳細情報をインターネットで公開。 ③ インターネットによる販売（産業振興課）

＜年度別計画＞					
事業内容	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
1)－① 連絡会議の設置	実施	→			
1)－② 協議会の設置		検討	実施	→	
1)－③ 農業支援情報の提供	一部実施 (気象情報提供)	→	検討		実施 (市場価格など)
2)－① 新規認定の開拓	実施				
2)－② 認定農業者の抱えるニーズの把握	実施				
2)－③ 経営相談・技術相談の支援	検討	実施	→		
3)－① 産地直売センターの設置	検討	検討結果に基づき 実施	→		
3)－② インターネットによるPR			検討	検討結果に基づき 実施	→
3)－③ インターネットによる販売				検討	検討結果に基づき 実施

(4) 消費生活相談の充実

消費生活の複雑・多様化に伴う、被害の防止や拡大を抑制するために、消費生活相談の充実を図ります。

事業名称	事業内容
1) 消費生活相談の充実	消費生活相談員が、国民生活センター、千葉県消費生活センターなどの情報を入手し、相談事務の的確化・迅速化を図る。 ①消費生活相談オンラインシステムの導入(産業振興課)

＜年度別計画＞					
事業内容	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
1)－① 消費生活相談オンラインシステムの導入	検討	実施	→		

6. 電子市役所を支える行政の高度化
－ 行政の情報化 －

(1) 国の情報化指針との連携

国や県の動向に合わせて、インターネットを活用した申請・届出等手続きの電子化や、電子市役所を実現するための基盤システムの構築を推進します。

事業名称	事業内容
1) 申請・届出手続きの電子化	各種申請・届出手続きをインターネットから行えるよう電子化し、時間や場所に制約されない行政サービスを提供することで、市民・事業者の利便性の向上を図る。 ①個人・組織認証基盤の構築(情報推進課) ②各種申請・届出手続きの電子化(各課) ③条例・規則などの見直し(各課)
2) 住民基本台帳ネットワークシステムの構築	住民基本台帳法の一部改正により、住民票の写しの広域交付や住民基本台帳カード(ICカード)の交付を行うことにより、利便性の向上を図る。 ①一次稼動(市民課) 国・県へのデータ提供、住民票コードの通知 ②二次稼動(市民課) 住民票の写しの広域交付、住民基本台帳カードの交付
3) 総合行政ネットワーク(LGWAN)の構築	全国の地方公共団体及び国の霞ヶ関WANが接続される総合行政ネットワークにより、国県市区町村間の公文書の電子化や法令・条例・基礎的統計などの情報共有が可能となり、行政事務の効率化・高度化を図る。 ①総合行政ネットワークの構築(情報推進課)
4) 統合型地理情報システム(GIS)の構築	各課で管理している地図・図面及びその付加情報を電子化し、庁内情報の共通基盤として整備することにより、効率的な行政サービスの実現を図る。 ①プロジェクトチームの設置(都市計画課・情報推進課) ・庁内共通の地理情報システムの検討 ・レイヤー*整備の検討

事業名称	事業内容
5) 庁内LAN整備の拡充	行政事務の効率化や庁内の情報共有化及び、総合行政ネットワークとの連携や申請・届出手続きの電子化を実施するための基盤整備の一環として、職員用パソコンの整備、庁内LANの拡充などを行う。 ① 1人1台パソコンの整備（情報推進課） ② 庁内LANの拡充（情報推進課） ③ セキュリティポリシー*の策定（情報推進課） 情報システムの安全確保のための詳細な指針
6) 入札・開札の電子化	公共工事の電子入札・開札により、入札の透明性・競争性の一層の向上を図る。 ① 発注予定のホームページ公開（財政課） ② 電子入札・開札システムの構築（財政課）
7) 電子投票システムの構築	有権者の利便性の向上や開票の迅速化を図るため、「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律」などを研究し、また国・県の動向を踏まえながら電子機器を利用した投開票システムを構築する。 ① 電子投票システムの構築（総務課）
8) 電子申告システムの構築	平成15年に開始される国税庁の電子申告サービスの動向を踏まえながら、地方税も電子申告システムを構築し、納税者の利便性の向上を図る。 ① 電子申告システムの構築（市民税課）

＜年度別計画＞					
事業内容	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
1)－① 個人・組織認証基盤の構築	検討	検討結果に基づき実施	----->		
1)－② 各種申請・届出手続きの電子化	検討	検討結果に基づき実施	-----		----->
1)－③ 条例・規則などの見直し	検討	検討結果に基づき実施	-----		----->
2)－① 一次稼動	実施				----->
2)－② 二次稼動	検討	実施			----->
3)－① 総合行政ネットワークの構築	検討	実施			
4)－① プロジェクトチームの設置	実施	検討結果に基づき実施	-----		----->
5)－① 1人1台パソコンの整備	段階的に実施	----->			
5)－② 庁内LANの拡充	検討	検討結果に基づき実施	-----		----->
5)－③ セキュリティポリシーの策定	検討	実施			
6)－① 発注予定のホームページ公開	実施				----->
6)－② 電子入札・開札システムの構築		検討	検討結果に基づき実施	-----	----->
7)－① 電子投票システムの構築	検討	検討結果に基づき実施	-----		----->
8)－① 電子申告システムの構築	検討	検討結果に基づき実施	-----		----->

(2) 共通的な必要事項への取組

電子市役所を実現させる上で、他の施策に共通して必要となる事項に取り組みます。

事業名称	事業内容
1) 文書管理システムの充実	情報公開の促進や申請・届出手続きの電子化の推進に伴い、文書管理システムの充実を図る。 ① 申請・届出手続きの電子化への対応（情報推進課） ② 文書目録などのホームページ公開（情報推進課） ③ 電子決裁化及び関係規程の整備・改正（総務課）
2) 多目的ICカードシステムの構築	平成15年8月の住民基本台帳カードの交付に向け、市民の利便性向上を図るため、多目的なICカードを検討する。 ① プロジェクトチームの設置（市民課・情報推進課） ・ICカードの実証実験や事例の把握 ・条例の見直し ・ICカードの活用方法検討 ・多目的ICカードシステムの導入を検討
3) 情報バリアフリー環境の整備	高齢者や障害者にやさしく、すべての人が情報化の利便性を享受できるようにするため、「ユニバーサルデザイン*」による情報バリアフリー環境の実現を目指す。 ① ホームページ作成時のガイドラインの作成（情報推進課）

<年度別計画>

事業内容	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
1)－① 申請・届出手続きの電子化への対応	検討	検討	検討結果に基づき実施	----->	
1)－② 文書目録などのホームページ公開	検討	検討	実施	----->	
1)－③ 電子決裁化及び関係規程の整備・改正	検討	検討	検討結果に基づき実施	----->	
2)－① プロジェクトチームの設置	実施	検討結果に基づき実施	----->		
3)－① ホームページ作成時のガイドラインの作成	検討	実施			

（３）行政事務の簡素・効率化

業務手順の見直しや業務プロセスの再構築及び横断的な情報の共有化を、行政改革の取り組みと連携させながら行政事務の簡素・効率化を推進します。

事業名称	事業内容
1) 財務会計システムの改善	申請・届出手続きの電子化や庁内LAN整備などの推進に伴い、財務会計システムを改善し、一層の事務効率化や多様化する市民ニーズへの対応を図る。 ① 歳入歳出事務の電子化への対応（財政課） ② イン트라ネット化（財政課） ③ 電子決裁化（財政課）
2) 既存システムの改善	申請・届出手続きの電子化の推進に伴うインターフェース*や、窓口業務の簡素・効率化に係るシステム改善を行う。 ① 申請・届出手続きの電子化に伴うインターフェースに係る改善（関係課） ② 収納支払事務の電子化に係る改善（関係課） ③ 窓口業務の簡素・効率化に係る改善（関係課）
3) 職員出退勤、各種命令簿の電子化	現在、紙様式ベースで行われている各種命令簿の電子化によって、労務管理、給与事務などへのデータ活用と、事務手続きの簡素・効率化を図る。 ① 職員出退勤、各種命令簿の電子化（総務課） 各種命令簿などを各職員が端末より入力し管理者が電子決裁する。決裁されたデータは、労務管理、給与事務などに利用する。
4) 例規集の電子化	例規集を電子化することで、閲覧・検索を容易にし例規改正などの法制事務の簡素・効率化を図り、かつ例規集維持管理費の削減を図る。また、例規集をホームページに掲載することで市民への公開性、利便性の向上を図る。 ① 例規集の電子化（総務課） ② ホームページへの掲載（総務課） ホームページに検索機能を持たせて例規集を公開する。

<年度別計画>

事業内容	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
1)－① 歳入歳出事務の電子化への対応	検討	検討結果に基づき実施	-----	-----	-----➡
1)－② イントラネット化	検討	検討結果に基づき実施	-----	-----	-----➡
1)－③ 電子決裁化	検討	検討結果に基づき実施	-----	-----	-----➡
2)－① 申請・届出の電子化に伴うインターフェースに係る改善		検討	検討結果に基づき実施	-----	-----➡
2)－② 収納支払事務の電子化に係る改善		検討	検討結果に基づき実施	-----	-----➡
2)－③ 窓口業務の簡素・効率化に係る改善		検討	検討結果に基づき実施	-----	-----➡
3)－① 職員出退勤、各種命令簿の電子化		検討	検討結果に基づき実施	-----	-----➡
4)－① 例規集の電子化	実施				-----➡
4)－② ホームページへの掲載	検討	検討結果に基づき実施	-----	-----	-----➡

7. 情報化の進展を支える仕組みづくり
— 情報基盤の整備 —

(1) 情報通信基盤の整備

通信事業者などが行う情報通信基盤の整備に対して、地域格差が生じないように働きかけると共に、早期に整備されるように促進を図ります。また、国の方針に基づいて、各公共施設間を接続する地域公共ネットワークの整備を行います。

事業名称	事業内容
1) 情報通信基盤整備の促進	ブロードバンド時代に対応した情報通信基盤の早期整備の実現を図るために、民間の通信事業者に積極的な働きかけを行う。 ① 情報通信基盤整備の促進（情報推進課） 民間事業者に働きかけを行うと共に、関係課などへの協力要請を行う。
2) 地域公共ネットワークの整備	小中学校や公共施設を光ファイバなどの高速回線で結んだネットワークを整備し、学校での情報交流の促進や、市民への生活情報の提供、電子相談など、各種システムの基盤として活用し、市民生活の利便性の向上を図る。 ① 地域公共ネットワークの整備（情報推進課）

<年度別計画>

事業内容	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
1)－① 情報通信基盤整備の促進	実施			→	
2)－① 地域公共ネットワークの整備	検討	検討結果に基づき実施	-----	-----	→

(2) 情報化拠点の整備

パソコンを所有していない人たちも、情報化の利便性を享受できるようにだれでも気軽に利用できる公共端末を設置し、身近な場所に情報化拠点を整備します。

事業名称	事業内容
1) 身近な場所に公共端末の設置	身近な場所からパソコンやインターネットを利用できる環境を整備する。 ① 自由に利用できるパソコンの設置（情報推進課） 既存の公共施設を利用して、開放パソコンコーナーを設置する。 ② 公共端末の設置（情報推進課） タッチパネル*など操作が簡単で多目的な端末機を設置する。

<年度別計画>

事業内容	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
1)－① 自由に利用できるパソコンの設置	実施	→	-----	-----	→
2)－① 公共端末の設置		検討	実施		→

(3) 市民の情報リテラシーの向上

だれもが情報化の利便性を享受できるようにするため、IT講習会などを通じて市民の情報リテラシーの向上を支援します。また、すでに十分な情報リテラシーを持っている人を対象に情報ボランティアを組織化し、ボランティアと行政が協力しながら市民の情報リテラシーの向上を図ります。

事業名称	事業内容
1) IT講習会の継続実施	平成13年度に実施されたIT講習会を進化させ継続することにより、パソコン基礎技能やインターネットを通じた情報の受発信など、情報リテラシーの向上を支援する。 ① IT講習会の実施（社会教育課・情報推進課） ・対象者の操作技術に応じた講習 ・パソコン以外の情報化講習
2) 情報化支援ボランティアの組織化	地域の情報化を支援する人材を育成し、だれもが情報化の利便性を享受できるまちを目指す。 ① 情報化支援ボランティアの組織化（社会教育課・情報推進課） ・東京電機大学などとの協働 ・情報化支援ボランティア会議の開催 ・市民へのサポート方法の検討

＜年度別計画＞

事業内容	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
1)－① IT講習会の実施	実施			→	→
2)－① 情報化支援ボランティアの組織化	実施				→

(4) 職員の情報リテラシーの向上

高度情報通信ネットワーク社会の進展にふさわしい行政サービスを提供するため、情報化に関する研修を充実し、職員の情報リテラシーの向上を図ります。また、行政の電子化による業務の変革に対応するため、情報化に関する啓発活動を行い職員の意識改革を図ります。

事業名称	事業内容
1) 職員の情報リテラシーの向上	市民と双方向の情報交流、情報公開の促進、申請・届出手続きの電子化や電子決裁化及び庁内LAN整備の拡充（1人1台のパソコン整備）に対応できる職員の能力向上を図る。 ① 職員向け研修の充実（情報推進課） ② 情報化に向けた啓発活動（情報推進課）
2) 情報化推進員の育成	情報通信技術を活用して、多様化する市民ニーズに的確に対応できる企画立案や、業務改善を推進できる職員（情報化推進員）の育成を図ることにより、情報技術を有効に活用した高度な情報化の実現を図る。 ① 情報化推進員の育成（情報推進課）

＜年度別計画＞

事業内容	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
1)－① 職員向け研修の充実	実施				→
1)－② 情報化に向けた啓発活動	実施				→
2)－① 情報化推進員の育成	実施				→

第6章 情報化の推進体制

1. 推進の体制

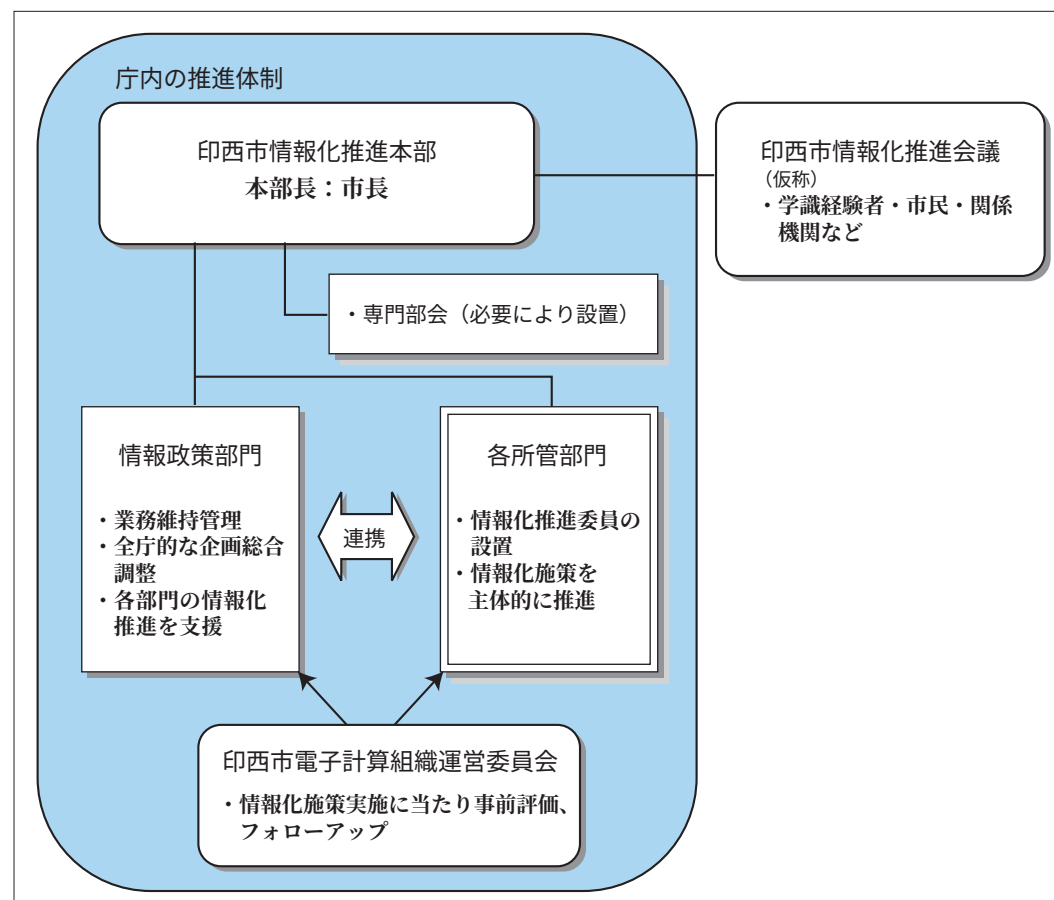
(1) 印西市情報化推進会議（仮称）の実施

市民・企業・行政などが情報化に関する意見交換を行う会議を開催し、連携を図りながら情報化を推進します。

(2) 庁内の推進体制

- ・情報化推進本部の意思決定の下、統一性を強化して推進します。
- ・情報政策部門は、業務維持管理に加え、全庁的な情報化推進の企画・総合調整を図ります。また、各所管部門の情報化施策に対して支援を行います。
- ・各所管部門は、情報政策部門と連携しながら情報化推進員を中心にして情報化施策を主体的に推進します。
- ・電子計算組織運営委員会は、各所管部門の情報化施策の実施に当たり、その妥当性を事前に評価すると共に実施後の状況をフォローアップします。

印西市の情報化推進体制



2. 課題・留意事項

(1) 個人情報保護対策

本市では、個人情報の取り扱いに関する基本的事項を定めた「個人情報保護条例」を平成12年10月に施行しており、この制度に基づいて個人情報保護対策を的確に推進することで、個人の権利利益の保護を図ります。

(2) 情報化施策の評価

情報化施策は、多くの事務事業を遂行するための主要な手段として機能するため、市民ニーズや技術動向を踏まえ、費用対効果などを適宜評価します。

また、今後導入を検討している行政評価システムとも連動し、一層の透明性の確保を図ります。

(3) セキュリティの確保

情報システムやネットワークシステムの利用機会の拡大にともない、災害時やシステム障害時の影響の拡大、またハッカー*、コンピュータウイルスなどによるデータの破壊や流失などのリスク増加が予想されます。

情報システムやネットワークの障害の未然防止を図ると共に、データのバックアップ*、情報通信機器の多重化やファイアーウォール*の構築、通信データの暗号化、アクセス制御などを実施することにより、情報システムやネットワークの信頼性・安全性の確保を図ります。

(4) 知的財産権

文章・絵画・音楽などの著作物は、著作権法によって保護されています。インターネットなどを通じたソフトウェアやデジタルコンテンツの複写などによる不正使用を防止するため、市の内部だけでなく、市民に対しても知的財産権保護についての啓発活動を図ります。

(5) 広域的な情報化への対応

本市では現在、印旛郡市広域市町村圏事務組合などをはじめとする一部事務組合により、周辺市町村との連携協力体制による広域行政に取り組んでいます。

広域的な情報化に対する市民ニーズや市民の生活圏域の広がりを踏まえ、国や県との連携及び、近隣自治体との連携・協力体制の促進により情報化の推進を図ります。

資料編

印西市情報化推進本部設置要綱

- (設置)
- 第1条 情報通信技術の飛躍的發展に適応した的確な施策を展開し、市民生活の向上及び地域の活性化を図るため、印西市情報化推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。
- (所掌事務)
- 第2条 推進本部の所掌事務は、次の各号に掲げるものとする。
- (1) 情報化施策の基本方針の確立及びその推進に関すること。
 - (2) 情報化施策の実施計画の策定及びその推進に関すること。
 - (3) その他情報化施策の推進のために必要な事項に関すること。
- (構成)
- 第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。
- 2 本部長は市長を、副本部長は助役をもって充て、本部員は収入役、教育長、市長部局の各部長及び教育部長の職にある者をもって充てる。
 - 3 本部長は、推進本部を主宰し、これを代表する。
 - 4 本部長に事故あるときは、副本部長がその職務を代理する。
- (会議)
- 第4条 推進本部の会議は、本部長が召集し、その議長となる。
- 2 本部長は、会議に必要と認める者を出席させることができる。
- (専門部会の設置)
- 第5条 本部長は、情報化の効果的な推進を図るために必要と認めるときは、専門部会を設置することができる。
- 2 専門部会は、本部長が任命する者をもって構成する。
 - 3 専門部会に、部会長及び副部会長を置き、部会長及び副部会長は本部長が指名する者をもって充てる。
 - 4 専門部会は、必要と認めるときに部会長が召集する。
 - 5 専門部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。
- (各部等の協力)
- 第6条 推進本部は、事務の執行に当たり必要と認められる資料の提出及び調査の実施等を各部等の長に求めることができる。
- (推進本部の庶務)
- 第7条 推進本部の庶務は、総務部情報推進課において処理する。
- (設置期間)
- 第8条 推進本部の設置期間は、平成13年4月20日から平成18年3月31日までとする。
- (補則)
- 第9条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は本部長が定める。
- 附 則
- この要綱は、平成13年4月20日から施行する。

印西市情報化推進本部員名簿

本部役職	職 名	氏 名
本部長	市 長	海 老 原 栄
副本部長	助 役	元 橋 重 之
本部員	収 入 役	稲 毛 忠 臣
本部員	教 育 長	佐 藤 幸 納
本部員	総 務 部 長	斎 藤 節 男
本部員	市 民 経 済 部 長	石 塚 満
本部員	保 健 福 祉 部 長	高 橋 忠 行
本部員	都 市 建 設 部 長	大 羽 賀 了 一
本部員	教 育 部 長	石 川 幸 男

(専門部会)
印西市情報化計画策定作業部会員名簿
【平成13年5月10日から平成14年3月31日まで】

部会役職	所 属	職・氏 名
部会長	都 市 建 設 部	主 幹 長 浜 英雄
副部会長	保 健 福 祉 部	主 幹 渡 辺 勉
部会員	市 民 経 済 部	主 幹 穴 倉 正 勇
部会員	総 務 部 総 務 課	副主幹 岩 崎 良 信
部会員	教育委員会 庶務課	副主幹 小 島 潔
部会員	総 務 部 企 画 政 策 課	主 査 補 高 橋 清

印西市情報化計画策定懇話会設置要綱

- (目 的)
- 第1条 印西市情報化計画策定にあたり、広く意見を聴取するため、印西市情報化計画策定懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。
- (組 織)
- 第2条 懇話会は、委員10人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
- (1) 情報通信事業関係者
- (2) 利用関係者
- (3) 関係行政機関関係者
- (4) 学識経験を有する者
- (5) その他市長が必要と認めた者
- (任 期)
- 第3条 委員の任期は、平成14年3月31日までとし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (会長及び副会長)
- 第4条 懇話会に、会長及び副会長を置く。
- 2 会長は委員の互選により選出し、副会長は、委員の中から会長が指名する。
- 3 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- (会 議)
- 第5条 会議は、印西市情報化推進本部の求めに応じて会長が招集し、会長がその議長となる。
- 2 懇話会の会議には、会長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、説明または意見を聴くことができる。
- (庶 務)
- 第6条 懇話会の庶務は、総務部情報推進課において処理する。
- (雑 則)
- 第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。
- 附 則
- この要綱は、平成13年11月15日から施行する。

印西市情報化計画策定懇話会委員名簿

役 職	氏 名	備 考
会 長	土 肥 紳 一	東京電機大学情報環境学部 情報環境工学科講師
副会長	出 山 國 雄	印西市議会議員 総務常任委員長
委 員	狩 野 勝 実	郵政事業庁東日本貯金事務計算センター 所長
委 員	加 納 隆 夫	N T T東日本株式会社千葉支店 公共・教育担当課長
委 員	佐 藤 美代子	I T講習講師
委 員	高 梨 竹 雄	株式会社千葉ニュータウンセンター 取締役 C A T V部長
委 員	中 井 康 夫	フレンドリープラザ運営協議会会長 (平成13年12月18日まで)
委 員	西ノ原 哲 夫	株式会社でんさテクノ東京 PCロイヤリティ千葉ニュータウン店 チーフエンジニア
委 員	山 崎 陽 子	印西市立小林中学校 教諭
委 員	渡 邊 慶 久	印西市社会福祉協議会 会長

参考ホームページ

- ◎ 千葉県ホームページ — <http://www.pref.chiba.jp/index.html>
 - ・「千葉県情報化構想」
 - ・「千葉県電子県庁推進計画」
- ◎ 首相官邸 I T政策(情報通信技術(IT)戦略本部)
 - <http://www.kantei.go.jp/jp/it/index.html>
 - ・「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法」(IT基本法)
 - ・「e-Japan2002プログラム」(平成14年度IT重点施策に関する基本方針)
 - ・「e-Japan重点計画」
 - ・「e-Japan戦略」
 - ・「IT基本戦略」
 - ・「ミレニアム・プロジェクト」(新しい千年紀プロジェクト)
- ◎ 総務省ホームページ — <http://www.soumu.go.jp/index.html>
 - ・「自治事務等に係る申請・届出等手続のオンライン化の推進に関する政府の取組方針」
 - ・「地域IT推進のための自治省アクションプラン」
 - ・「電子政府・電子自治体推進プログラム」
 - ・「全国ブロードバンド構想」 ～ 「世界最先端のIT国家」の実現に向けて～
 - ・「IT革命に対応した地方公共団体における情報化施策等の推進に関する指針」
 - ・「DSL普及状況公開ページ」
 - ・「インターネット接続サービスの利用者等の推移」
 - ・「住民基本台帳ネットワークシステムの構築について」
 - ・「個人情報の保護に関する法律案」
 - ・「情報通信白書」

用語解説

	用語	解説
A～	ADSL	DSLの項を参照。
	Bフレッツ	NTTが提供するFTTHサービス。
	bps	「Bit Per Second」の略。 情報送受信速度の単位。一秒間で送受信できるデータの量を示す。 数値が大きいほど転送できるデータ量も多くなる。 Kbpsの「K」は「Kilo」の略で「1,000」の意味。1Kbpsは1,000bpsとなる。 同様にMbpsの「M」は「Mega」の略で「100万」の意となる。
	CATV	「Cable Television」(ケーブルテレビ)の略。 テレビの有線放送サービス。電波ではなくケーブルを利用してテレビ番組を送信するシステム。近年では、電話サービス、インターネット接続サービスをはじめとした多様なサービスを提供している事業者が多い。
	DSL	「Digital Subscriber Line(デジタル加入者線)の略。 電話局から各家庭や事業所まで引かれている銅線の加入者電話回線を利用して、数M～十数Mbpsの高速データ通信を可能にする通信方式。代表的な方式のひとつに、上り(送信)回線と下り(受信)回線の速度が異なるADSL(Asymmetric Digital Subscriber Line：非対称デジタル加入者線)がある。
	FTTH	「Fiber To The Home」の略。 高速で大容量の通信が可能な光ファイバケーブルを用いてインターネットへ接続すること。これにより家庭とインターネットは10～100Mbpsで結ばれ、音声や動画などのコンテンツがスムーズに配信できるようになる。
	FWA	「Fixed Wireless Access(固定無線アクセス)の略。 無線によるデータ通信サービスのこと。無線を利用するのでケーブルを敷設するコストがかからないという利点がある。最大速度は156Mbps。
	GIS	「Geographic Information Systems」(地理情報システム)の略。 デジタル化された地図(地形)データと統計・台帳データ、画像データなどを統合的に扱う情報システム。災害時に発生場所、影響範囲、避難場所情報などを統合的に表示するものなどにも使われる。
	ICカード	現在流通しているキャッシュカードやクレジットカード等と似ていますが、磁気テープの代わりにICチップ(小型の集積回路)が埋め込まれているため、より多くの情報機能を果たせることが可能です。また、磁気テープのカードに比べ高いセキュリティ保護が実現できます。
	ISDN	「Integrated Service Digital Network(デジタル総合サービス網)の略。 デジタル回線による電話サービスで、高速で安定したデータ転送が可能。電話・ファクシミリ・データ通信などのサービスを一つのインターフェースを介して利用できる。
	IT	「Information Technology(情報通信技術)の略。 近年では、コンピュータとネットワーク(特にインターネット)に関する技術を総称的に表す語として使われている。

	LAN	「Local Area Network」(構内情報通信網)の略。 社内や学校内、オフィス内など、限定された場所でのコンピュータネットワーク。多様な情報を一括して送受・処理できる。
	Yahoo! BB	Yahoo! Japanが提供するADSLサービス。
	WAN	「Wide Area Network」(広域通信網)の略。 遠隔地にあるコンピュータやLAN同士を電話回線や専用線を利用して接続したネットワーク。LANが同一ビル内など比較的短距離を結んだネットワークであるのに対して、WANは本社と支社の間など長距離を結ぶ。
ア～	アクセス	電話回線やインターネットを通じ別の場所にあるコンピュータに接続すること。コンピュータが、記憶装置や周辺機器にデータの書き込みまたは読み出しすることをさすこともある。
	インターネット	世界規模のコンピュータネットワークで、世界中のLANなどが接続されている「ネットワークのネットワーク」。1990年代に入り利用目的を限定しない商用インターネットが登場してから世界中で爆発的に利用者が増えている。
	インターフェース	一般的にいうと、何かと何かの間に入ってそれらを仲立ちするもののこと。ここでは、電子申請などの新しいシステムと従来からのシステムとの間でデータのやり取りを行う部分を指す。
	イントラネット	インターネットで使用されているさまざまな技術を、組織内のネットワーク環境の実現に応用したネットワークのこと。電子メールやブラウザなどで情報交換を行い、情報の一元化・共有化を図る。 ブラウザ⇒インターネット上のホームページを閲覧するためのソフト。
	インフラ	産業基盤、経済基盤、社会的整備基盤。または、都市の基盤となる道路・鉄道・上下水道・電気・通信などの施設のこと。 ここでは主に、コンピュータネットワークを作るための情報通信基盤を指す。
カ～	霞が関WAN	各省庁のLANを結ぶ省庁間ネットワーク。平成9年1月から運用を開始しており、平成13年1月現在、28の機関が加入している。
	グループウェア	企業内LANを活用して情報共有やコミュニケーションの効率化をはかり、グループによる協調作業を支援するソフトウェアの総称。 代表的な機能には、電子会議室、電子メール、スケジュール管理などがある。
	高速・超高速インターネット	政府のe-Japan戦略によると、「高速インターネットアクセス網」が、音楽データなどをスムーズにダウンロードできるインターネット網のことを指し、DSLやCATVがそれにあたる。 また「超高速インターネットアクセス網」は、映画などの大容量映像データもスムーズにダウンロードできるインターネット網のことを指し、FTTHがそれにあたる。
	コミュニティ	地域社会、近隣社会。人々が共同体意識を持って共同生活を営む一定の地域、及びその人々の集団。
	コンテンツ	「内容」の意味で、コンピュータ関連では、情報サービスの内容を指す。放送やネットワークで提供される動画・音声・テキストなどの情報の中身をいう。
	コンピュータ・セキュリティ	コンピュータを利用する上での安全性。許可されていない第三者からコンピュータ内のデータや各種ネットワーク資源などを守ることを指す。

	コンピュータ・ウィルス	正常なシステムの動作を妨害する目的で作成されたコンピュータプログラムの一種。画面表示をでたらめにしたり、無意味な単語を表示したり、ディスクに保存されているファイルを破壊したりする。ネットワークや記憶媒体を通じて他のコンピュータに伝染することからこう呼ばれる。
サ～	シームレス	シームとはつなぎ目のこと。シームレスは、つなぎ目がない、途切れない、などの意味で使われる。
	住民基本台帳カード	住民基本台帳ネットワークシステムの構築を目的に改正された住民基本台帳法に基づき、住民の請求により市町村長が交付するカード。
	住民基本台帳ネットワークシステム	現在は各市町村内で閉じた形で管理されている住民基本台帳を市区町村の枠を超えて使用できるように、ネットワーク化すること。これにより、住民票の写しの広域交付などが可能になる。
	情報バリアフリー	高齢者・障害者の方々を含めたすべての人々が情報を発信し、また、情報にアクセスすることが保証され、情報通信の利便を享受できる環境をいう。
	情報リテラシー	情報通信の高度化に対応し、単に情報機器を利用する能力だけでなく、情報化で入手できる膨大な量の情報の中から必要な情報を理解し、選択し、整理し、創造し、発信できる能力のこと。
	セキュリティポリシー	組織内のセキュリティに関する基本的な方針のこと。保護すべき情報の対象範囲や対策手段、および管理運営方法などについて文書化したもの。
	総合行政ネットワーク	全国の地方自治体を相互に接続する広域的なネットワーク。2003年度までにすべての市町村が接続する予定で、霞が関WANともつながる。 LGWAN(Local Government Wide Area Network) とも言う。
	ソフトウェア	ワープロや表計算など、利用者の要求にしたがって様々な処理を行うプログラムのこと。
タ～	ダイヤルアップ	電話回線やISDN回線などの公衆回線を通じてインターネットや社内LANに接続すること。プロバイダーを通じたインターネット接続の場合、端末側のモデムがプロバイダーの用意する回線に対して接続の都度、電話をかける。
	ダウンロード	インターネットなどのネットワークを通じて、他のコンピュータの持つファイルなどを自分のコンピュータに転送すること。
	タッチパネル	指や専用のペンなどで画面に触れることで、コンピュータの操作を行える装置。キーボードを使うよりも操作が簡単なので、初心者でもコンピュータが扱いやすくなる。
	地域公共ネットワーク	学校、図書館、公民館、市役所などを光ファイバなどで接続するネットワーク。総務省では2005年度までに全国整備を図るとしている。
	地理情報システム	GISの項を参照。
	データベース	複数のユーザによって共有されるデータの集合のこと。コンピュータで相互に関連するデータを整理・統合し、検索を容易にする仕組みのこと。
	デジタルアーカイブ	アーカイブは保管庫を意味するArchives(アーカイブス) から由来する言葉。博物館や美術館、図書館などに収蔵されている文化財情報や学術研究資料などをデジタル化して、データベース化し、共有財産として保存すること。

	デジタル・デバイド	情報格差。情報通信技術を使いこなせる者と、使いこなせない者との間に生じる待遇や機会などの格差。また、個人間の格差だけではなく、国家や地域の間を生じる格差を指すこともある。
	デジタル・ミュージアム	博物館や美術館の収蔵物をデジタルデータ化し、情報損失または劣化なく記録媒体に保持した仮想博物館または仮想美術館。
	電子掲示板	参加者すべてが読み書きできる電子的な掲示板のこと。情報交流を目的に、インターネット上のホームページに置かれることが多い。
	電子政府	国が行う調達・申請・許認可など行政手続きの電子化・ネットワーク化を実現するための事業。地方自治体が行う場合は、電子自治体と呼ぶ。
	電子メール	コンピュータのネットワークを通じて、ユーザ同士が手紙のように文書やデータ、画像をやりとりする手段の総称。送られたのち受け手がネットワークにアクセスすればいつでも受け取ることが可能。E-mail。
ナ～	認証基盤	インターネット上で送受信されるデータの本人確認や改ざん防止を暗号化技術によって行うもの。地方自治体の発信する文書の正当性を保証する「組織認証基盤」と住民の発信する文書の正当性を保証する「個人認証基盤」とがある。
ハ～	ハッカー	コンピュータに熱中している人。本来はコンピュータに非常に詳しくて、その操作に通じている人を指す。最近では、コンピュータ技術を悪用して他人のコンピュータに侵入・破壊を行う者をハッカーと呼ぶ場合が多い。
	バックアップ	機器の故障などによって、紛失しては困るデータを安全な場所にコピーして保存しておくこと。
	パブリックコメント手続き	行政が政策の立案などを行うときにその案を公表し、広く住民から集めた意見を考慮して最終的な意思決定を行うこと。
	光ファイバ	ガラス繊維でできたケーブルで、光通信の伝送路に使う。従来のメタルケーブル(銅線)などよりも、より高速なデータの伝送が可能になる。
	ファイヤーウォール	コンピュータやネットワークを、外部からの不正な侵入から守るための防御システム。また、そのようなシステムが組みこまれたコンピュータ。
	不正アクセス	あるコンピュータの正規の利用者でない人が、不正にそのコンピュータを利用すること。あるいは不正に利用しようと試みること。パスワードを盗み出して正規の利用者になりすましたり、コンピュータの弱点を突いてファイルを盗み出したりすることを指す。
	フレッツ ADSL	NTTが提供する ADSL サービス。

	ブロードバンド	高速な通信回線を用いてつくられたネットワークのこと。速度に明確な定義はないが、一般的にはCATVやDSL、FWA、FTTHで結ばれたネットワークを指す。
	プロバイダー	インターネット接続サービスを提供する通信事業者。大学や研究機関など非営利のものと、営利目的の商用プロバイダーとがある。
	ポータルサイト	インターネットの入り口となるホームページのこと。検索機能や、様々なホームページへのリンク集、さらに電子掲示板など様々な機能が提供される。インターネットの利用者が最初に訪れることが多いことから、ポータル（入り口）と言う名がついている。
	ホームページ	WWWを使ってインターネット上で公開されている文書（画像、音声、動画なども含む）。WWWとは、「World Wide Web」（ワールド・ワイド・ウェブ）の略で、ネットワーク上に離散する様々な情報を、誰もが受信発信出来る情報として公開するための仕組み。
	ホスト	汎用大型コンピュータのこと。パソコンなどの小型コンピュータに比べて、大量のデータを高速に処理することができるので、企業や行政などの基幹業務に使われることが多い。
マ～	モデム	コンピュータが送り出すデジタル信号を電話回線などのアナログ信号に変えたり、逆に送られて来たアナログ信号をコンピュータのデジタル信号にもどしたりする装置。
	無線アクセスサービス	スピードネット（FTTHやFWAによるインターネット接続を提供する事業者）の提供するFWAによるインターネット接続サービス。
ヤ～	ユニバーサルデザイン	障害者・高齢者などの区別なしに、あらゆる人にとって使いやすいように製品・建物・環境などをデザインすること。
ラ～	らーばんねっと	千葉ニュータウン地域へCATV（テレビ放送、インターネット接続など）を提供しているサービス。
	リンク	現在表示しているホームページから、他のホームページに移動する仕組みのこと。
	レイヤー	「階層」の意。ここでは、地図を階層に分けて、ある地図の上に他の地図を重ねて表示することなどを指している。